

# 人権擁護推進審議会の正体と欺瞞

## 県連理論委員会 教育・啓発部会

教育・啓発部会は人権擁護推進審議会の第八回会議までの審議内容について、その問題点を明らかにすべく四回の部会にわたって議論しました。以下にその部会議論の内容の要点を報告いたします。

### ① 人権擁護推進審議会の問題点と正体

人権擁護推進審議会は、人権擁護施策推進法による設置規定によって置かれたものです。同法案の提案理由説明で明らかにしているように九六年五月の「地対協」意見具申を踏まえて同法が制定されたという経緯からすれば、この審議会の審議内容が、九六「地対協」意見具申の差別的画策をさらに具現し、補強するための機関であることは明らかです。

審議会の任務も、国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策、人権侵害の被害者救済に関する施策の基本的事項の調査審議とし、「国民相互の理解」

なる言いいまわしをもって、国の責任を放棄させ、最終的には被差別の立場にあるものに責任を負わせようと/or 悪辣なものにはなりません。

また、二年間で審議する教育・啓発に関する事項について、九六「地対協」意見具申は今後の重点施策の方向の項の「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」で次のように述べています。

「教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といつた普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法がある」と二つの方法を前置きした上で、今後、差別意識の解消を図るためにたっては、「すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる」としています。

すなわち、今まで同和教育は個別的な視点からだけのアプローチだったから、そのやり方はもうやめて、これからは普遍的な人権一般論からのアプローチに再構築すべきだというのです。さらに、その理由として「国際的な潮流」と「人権教育のための国連十年」を持ち出し、同和教育を人権教育へすりかえようとしています。この理論の背景には、八六年「地対協」反動路線で露骨に展開した適正化対策の中の「同和教育の推進」に関しては、教育の中立性を確立することとした同和教育運動つぶしをねらう権力の意図があります。

このように、人権啓発推進審議会が最初の二年間をかけて審議するという教育及び啓発施策の理論の方向は、国の責務を完全に放棄させ、国民相互の理解論をもって被差別の側に差別の原因と責任を転嫁しようとしてることを基本とし、「教育の中立」を確保するために「偏向した同和教育」をやめさせ、国際的潮流というごまかしをもって人権教育一般化へ転換させようとするものです。

中央本部のいうような、基本法の宣言・啓発・規制法部分を担保できたなどの状況にはありません。「国民相互の理解」なる融和思想をもって、全国水平社以来、常に時の権力と対峙してきた解放運動を完全に骨ぬきにし、国権と国責によって「差別の原因と責任は自立できない

部落民にある」とする教育と啓発を推進しようとしているのです。まさに、部落解放運動つぶしという歴史的役割こそ人権擁護推進審議会の正体と見なければなりません。

## ② 参議院法務委員会の質疑と答弁にみる問題点

人権擁護施策推進法案の参議院法務委員会（一九九六年十二月十七日会議録第三号）の質疑と答弁に、これら人権擁護推進審議会に審議させようとしている権力側の思惑が如実に現れています。

まず、前田勲法務委員会理事が、人権は「人の心の持ち方の問題」であると前置きしながら、「人の心の中まで変えることは難しい。これがある意味では人権の難しさの最大のものではないか」との考え方を示し、「わが国固有の人権問題である同和問題も心の問題だからなかなか解決ができない。なぜなら国民一人一人に考えてもらえる課題になり切れない原因がある」として、その原因を「行政の主体性の欠如」と「同和運動のあり方、これも熱心さが災いしたと申しますか、時に国民に恐怖心を与えた」として「それを悪用したエセ同和という問題も出てきた」とし、問題の本質を完全にすりかえて、意図的な質疑をまず行なっています。

そして、国民が恐怖心をもつて一人一人がみずからのもとのとして心を開いて理解する環境が大事と強調し、「やはり頭の中までは罰則や規制では変えることはなかなか難しい」「罰則や強制力に訴えることは、むしろ差別そのものを潜在化してしまうのではないか」と法務大臣の答弁を求める。これに対し、松浦功法務大臣が、「罰則等で縛るということが我々が考えている人権問題の解決にただちにつながるものであるとは考えておりません」と答弁してみせていました。

また、大森礼子委員（平成会）は、人権救済措置に関する質疑として、「人権侵害の救済措置ということで、あまり国が関与しますと、やはり国民との間に対立を生むのではないか」という懸念があるわけなんです」との認識を示した上で、「そういう意味で、国が司法以外の分野におきまして人権侵害の被害者救済に手を触れるということは危険性もはらんでいるわけです」として、政府の答弁を求めていました。これに対し、政府委員は、「国民の心の問題ということでございますから、みだりに行政機関が私人間の紛争に介入するということは極力差し控えるべきであろうと思っております」と答弁していました。

これらの質疑答弁はいすれも「地対協」路線を名実と

もに定着させ、人権擁護施策推進法が差別に対する規制も罰則規定も包含しないうえに、この法により設置する人権擁護推進審議会の審議内容もこの枠を超えることはないことを暗に示しています。手のこんだやりとりになっているのは、民間運動団体の行なう「同和運動」が国民に恐怖心を与える、それを悪用した「エセ同和行為」がはびこり、これらのこととが、今日的な同和問題解決の障害要因になっているとする本末転倒の論理を展開し、だから「人権という心の問題」に関して行政機関が手を出すべきでないと結論を導き出しているところです。

人権擁護推進審議会で五年をかけて審議するといふ、いわゆる諮問二号の「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する策」についても、被害者の救済の法的措置の実際ではなく、人権侵犯事件の調査処理の方針を検討したり、人権擁護委員制度のあり方を改善するという小手先だけのものしか検討の範ちゅうにないことなどが推測できます。それどころか全国水平社以来、解放運動が歴史的運動的に確立してきた正当な「糾弾」を全否定し、法務省の人権擁護行政に全てをゆだねさせるための解放運動弾圧の画策がひそんでいます。

また、同和問題に関する教育・啓発については、「法のものとの平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの

「アプローチ」の手法をもつて、「人権全体の教育・啓発の一環として同和問題をとりあげていくべき」だとする融和主義の先鋭に人権擁護推進審議会がなっていくことを露呈しています。

### ③ 人権擁護推進審議会の審議内容の問題点

#### 〈審議会第一回 会議議事要旨について〉

第一回審議会は、法務大臣からの諮問や会長選出、会の運営等について協議し、審議会の公開、非公開について審議しています。公開、非公開については議事録により公開し、会議は非公開と決定。

国の審議会については、「一九九五年九月二十九日付で審議会等の透明化、見直し等について」の閣議決定がなされているにもかかわらず、主な意見として出されたものは、いかにも人権問題に関する個人のプライバシーの保護のために非公開が必要とのボーグをとりながら、「会議を開く、多数の傍聴人を前にしては、落ち着いた審議ができなくなる」として公開しないことにしています。また、議事録の公開についても「議事録だと、発

言者の氏名を明らかにすると、発言者に対する外からの直接の交渉があることも考えられるので、氏名は明らかにしないほうがよい」等の意見により発言者の名前も公開しないことを決定。

これらの意見は、明らかに部落問題に対する偏見がひそんでおり、「支障がある」とか「外からの交渉がある」とする考え方も、解放運動への根深い偏見を委員個々が有していることを物語っています。

#### 〈審議会第二回 会議議事要旨による問題点〉

第一回会議では、辻村委員から「日本国憲法下の人権保障－人権の観念と検討課題」と題するプレゼンテーションを受け、自由討議をしている。その中で、教育行政学の観点から「リーガルマインドだけで物を見ていると教育問題は分からなくなるので、絶えずエディケイショナルマインドとの両面から物を見ていく」という意見や「人権を考える際には、いわゆるリーガルマインドだけでは人権という問題の一つの側面しか見えないので、法的な観点外からのアプローチという考え方も審議会としては視野に入れるべき」等の意見は、法的措置による

人権制度を否定し、相互教育による心のありよう、いわゆる国民相互の心がけの問題に人権問題をねじまげています。部落問題についても「国民相互の理解」という言いまわしをもって、「部落責任論」にすりかえようと/or> るものです。同和対策の法的な措置や立法等のリーガルマインドだけでは、問題の一側面しか解決できないから、観点を変えるべきだという意見表明により、「地対協」意見具申のいう法的な特別対策の打ち切りと、国の責任放棄の容認、一般対策への移行を再確認し審議会の方向を示そうとするものです。

エディケイショナルマインドを強調するかのように「人権を扱うときには、助け合いの精神という意味だけで、人権を調整していくのがよいと思う」という意見まで出され、人権問題は国の責務としての法的制度の問題ではなく、国民相互の心のありようや助け合いの精神の問題へすりかえようとしています。

また、保護と平等の関係について「従来の労働基準法における女性に対する特別の保護は、むしろ女性の働く権利を侵害している」「子どもに対する保護に関しては、子どもに権利があるのかどうかという議論をせずに保護を論じてきた面もある」との意見も出されています。この意見は、現実社会に永らくの性差別によって厳然たる

男女間の較差が現存している客観的事実を無視し、被差別の側の自立がたりないことが問題だとして、責任を転嫁する考え方です。これは、部落責任論につながる考え方であり、権利を主張することが、わがままや過保護につながるのではないかとする誤った考え方です。

さらに、差別規制と表現の自由に関して、「人権差別撤廃条約の加入の際、差別的表現をどこまで禁止することができるか」ということが問題になったことを例にとれば、一方では表現の自由は最大限認められなければならないし、他方、差別される側にとって差別表現自体、人権侵害ではないかということになります。このような问题是、両方の視点から考えながら、どの辺で落ち着かせるべきか検討しなければならない」という意見も出されている。これらは、差別の規制や救済について「表現の自由」を濫用しながら、難しい問題だから現状で行くしかない」と暗に何らの結論も出す気がないことを露呈しています。

### 〈審議会第三回

#### 会議にみる問題点〉

より「国際法における人権保障」というテーマで提案し自由討議を行なっています。

宮崎委員は、第一世代（次元）と第二世代、第三世代の概念に人権を三つに分類して提案。特に第三世代の人権を人民の自決権、平和的生存権、環境権、発展の権利などであると説明。この部分について後の自由討論で、辻村委員と思われる委員から、本審議会でも人権というものの中に「グループ全体の権利」というふうなものを考えていくべきなのかと質問が出されている。これに対し、宮崎委員より「例えば先住民、アイヌの人たち、あるいは同和地区の人たちと、いう一つの共通の利益ということも、それが保護されるべきものならば、やはり権利として認めていいのではないか」と応答。この問題は「被害者の救済に関する施策」にかかる議論の一課題であり、差別発言などに対する法務省が従来主張してきた特定個人に対する人権侵犯でないと「事案ではあっても人権侵犯ではない」とする問題と関連することなので、今後の議論の成りゆきを注視しなければなりません。

また、人権差別撤廃条約第一条の差別の対象に関して、「結局、従来『門地』と訳されておりました〈descent〉という言葉が〈世系〉と訳されることになりましたが」と、国際人権法学者であり「地対協」会長であった宮崎

繁樹委員が説明しています。国際法締約にかかわる国内法整備の対象から部落問題を除外しようとした日本政府の恣意を語ることになっています。

次に、条約違反国であった場合、ほかの締約国の通報にもとづいて人権委員会が審査する制度である「国家通報制度」を日本はまだ宣言しておらず、また、人権侵害を受けた個人が国内での救済手続きによって救済を受けられなかつた場合、国際的な人権委員会に救済が求められる制度である「個人通報制度」に関する選択議定書をいまだに批准していません。この問題について、条約遵守状況についての報告義務規定に基づいて第四回報告を日本政府は昨年六月に行ない、「締結に関し、特に司法権の独立を侵す恐れがないか」という点も含め、わが国司法制度との関係など慎重に検討すべき問題がある」と理由を述べています。表現や出版・言論の自由を盾に、差別文書や差別扇動行為を規制しない政府の態度は一貫していると言えます。

この報告内容は、一九八一年の第一回報告の「日本では条約は国内法より高い地位を占める。政府が条約を侵犯し、個人が提訴した場合、裁判所は条約を採用し判決を下す。国内法と条約との間に不一致を発見したときは条約が優先する」とした内容より大きく後退しています。

国際的にも人権委員会などから日本政府に対し、「早く批准するよう」との勧告も出されています。この問題は、人権に関するわが国の重要な問題であるにもかかわらず、自由討論でも「司法権の独立を鎖国的な考えでとらえるべきではない」といった程度の審議しかなされず、政府の姿勢への批判や責任には触れていません。

「条約に関するウイーン条約」第二十七条でも「当事国は条約の不履行を正当化する根拠として、自国の国内法を援用することができない」としているし、日本国憲法九十八条の二項でも、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とされており、この精神からすれば、国家通報制度の宣言も個人通報制度の批准も、わが国政府がただちにすべきことです。にもかかわらず人権教育や啓発、さらには、人権侵害の被害者の救済施策を審議するはずのこの審議会で踏み込んだ議論をしないのは、いかにこの審議会が法務省の官僚主導による、識者が意見を述べあうだけのサロンでしかないかは明らかであるといえます。

さらに、ユネスコ憲章の前文を引用し「差別や人権侵害は人の心の中に生まれるものであるから、人の心の中の人権の砦を築かなければならない」とする宮崎委員の

説明などは、国内法整備などの具体は審議せず、人権を国民相互の心がけとするエディケイショナルマインドの融和主義の方向を指すもので、審議会の本性を露呈しています。

### △審議会第四回会議の問題点△

第四回会議は「わが国における人権擁護行政について」法務省からの説明と「人権擁護委員の活動状況」を全国人権擁護委員連合会会長の河嶋昭委員が説明し自由討論を行なっています。

両者の説明には、部落差別に関する今日的な課題には意図して触れずに、唯一、啓発の手法の具体的な内容についてのみあえて触れ、いかにも、法務省の所管する啓発の課題が「えせ同和行為の排除」であるかのごとき印象を委員にあたえようとしています。

とりわけ、「えせ同和行為」の説明を「特に同和問題は怖い問題である」といった言いまわしをもつて、同和問題やさらには被差別部落への偏見を煽ろうとする悪意がみえます。

人権侵犯事件の調査・処理制度の特徴と問題点として、

「実効性のある調査手段がないことで：任意の協力が求められず：迅速な対応が困難になる場合もみられる」ことや、処置について履行担保手段が存在しない問題点について、「確信犯的な加害者に関しては、勧告や説示を行なっても反省せず、改めないと、実効性のある措置が十分とれない」と二つのことを説明しています。

しかし、その前段では、「人権侵犯事件の調査・処理に関して、厳格な手続き要件を定めていないため速やかに調査を開始し、早期の処理を行なうことが可能であります」と現行制度と手続きを肯定しています。この説明は、「広島市教師結婚差別事件」や「尾道小林百合子事件」など全国的な差別事件で、法務省の人権擁護機関がいかに無能であり、対応能力がないため失態を繰り返しているのに、その課題認識がありません。

このことに関して、自由討論でも「例えば強制力があればいい、あればいいのだったらどうすればいいとか、あるいは強制力はいらないと考えるのか」との質問がなされています。これに対し、法務省側は、「法的強制力を持たせた場合にはどういう制度が考えられるのか。それがうまくつくれるのか。それをつくった場合に、どういう新たな問題が生じるか」というようなところも慎重に検討しなければならない点がある」と答えるだけで、人

権擁護制度を法的に確立し、法的に人権を譲ろうとする考え方には全く立とうとしていることをこの論議でも明らかにしています。

また、一九九三年の総務庁の同和問題実態把握調査に関する、同和関係者のうち人権侵害を受けたときの相談先について、法務省の人権擁護機関への相談者が〇・六%で四六・六%が「黙って我慢をした」という点についての質問については、「一つ一つについて弁明を、今お願いしてもあまり生産的ではない」と論議を「まかし、「地方公共団体の先導性」の問題にすりかえ、人権行政の問題点に触れさせないようにしています。

人権擁護推進審議会の正体が官僚主導のやらせであり、同和問題を意図的にさけて扱い、一般対策移行と人権一般化を強引に推し進めようとする画策がうかがえます。

### 〈審議会第五回会議の問題点〉

第五回審議会は、文部省から「わが国における人権教育について」と題する行政説明、総務庁から「これまでの地域改善対策としての啓発事業について」の行政説明がなされ自由討論しています。

文部省の説明、人権教育に関する事業を羅列し、同和

教育については、「地対協」意見具申の同和問題を人権教育として発展的に再構築すべきとの指摘をことさら強調し、同和教育の人権一般化が、さも今日的な流れであると審議委員への印象づけを企てています。

また、課題として三つの項目を上げ、条件面での整備に関して、「だれもが参加しやすい明るく楽しい学習の雰囲気づくり、自由な感想・意見の交換の重視」をあげ、いかにも、同和問題の教育・啓発が自由な意見交換がなされていないかのような雰囲気をうながし、思つたり感じたりしたこと無分別に何でも自由に言い放つ、まさに差別意見の応酬まで教育的に環境整備としてすべきであるかのような考え方を行政説明として行なっています。

いじめ等の問題も原因の本質を完全にすりかえ、家庭や社会全体の風潮などに責任を転嫁しています。文部行政の推し進めてきた差別と選別、そして競争と管理がもたらす教育そのものの誤りと、子ども社会にもたらしてきたゆがみについては全く分析していません。

さらに、啓発活動についても「それから一方では、民間運動団体の行き過ぎたいわゆる確認、糾弾をはじめとする行動形態に起因すると考えられる怖い問題であるとの意識が発生し、あるいは差別解消に向かっての民間運動団体の活動相互間において生ずる不協和音がもたらす混乱等の種々の心理面における問題点も生じている」と続け、当時、差別文書、反動路線として国民的反撃にさらされて粉碎された「地対協」部会報告を引用して長々と説明し、教育・啓発が前進しない原因是民間運動団体にあるとする「部落責任論」を差別意図をもって発言し続けています。

次に、総務庁地域改善対策室長の説明では、「地対協」意見具申の方向を全面に出しながら、同和対策の経緯を説明する手口をもって、同和対策の進行にともなって「新しい問題」が生じたことを強調し、これを印象づけようとしています。そのため、「行政機関の中には、

そして、「怖い問題」であるかのとき印象を与えたながら、「自由な意見交換」や「えせ同和行為」が啓発を妨げていると何度も繰り返し、新しい問題が生じていると説明しながら、「地対協」意見具申のいう「実態的差別の解消というものはかなり効果をあげてきた」ことを強調して同和対策の法的措置の必要がなくなったとうそぶいています。

この論理に正当性をもたせようと、九三年実態調査の

データの中から通婚率や人権問題への意識、隣近所との交際等に関する都合のよいものを引用し、さも差別が解消されているとの表面的なところまで説明しています。

また、教育・啓発については、実態調査データを引用しながら、「これから差別意識の解消の方法としては、これまでの成果と手法への評価を踏まえて、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築をしていく」とする「地対協」意見具申の方向を重ねて繰り返して結論づけを行なっています。

国の責任放棄のために「同和地区住民の自立」や「えせ同和行為」を口実とする「部落責任論」の大宣伝を行ない、特別対策を終了し一般対策への移行を強行しようとする「地対協」意見具申の悪辣ぶりを筋書き通り演じ

てみせたのが、総務庁の行政説明でした。これらを受けたの自由討論も人権教育や啓発を家庭の問題、地域社会の問題、思いやりの問題等と本題をばかし、サロン会議をだらだらと続けています。

「子どもの権利条約」に関する国内法整備の問題の質問については、「国内法の整備をする必要はない」と從来の主張を繰り返しています。

### △審議会第六回会議の問題点△

第六回会議は、法務省世論調査についての説明と深沢委員による「弁護士会における人権擁護活動」の提案があり、自由討議が行なわれています。

自由討議では、「差別意識が社会の風潮などにより、知らず知らずのうちに身に付くものであるとすれば、人権意識も社会全体や家庭において、幼児から成人まで知らず知らずのうちに身に付けさせるような教育・啓発をしていかなければならない。」とする発言がなされています。

差別意識は、それ自体が単独に存在するのではなく、その意識を醸成する実態との相互浸透作用によって形成されるものである。人権問題も意識だけが存在するので

はなくて、差別を決定させる存在（実態）があつて、社会的に存在しているのです。部落差別にかかわってすでに「同対審」答申が論理的に明らかにしているところであります。にもかかわらず、意識や心がけだけに問題の本質をすりかえ、差別の本質的課題に取り組む議論をしないのは今回も同様です。

別の発言の「道徳は、本人の中に思いやりいたわりの内なる物差しを形成させるものであり、心の教育や人権感覚、人権教育と共通しているものである」も、人権や差別問題を否定しようとする議論の流れをくむものです。

「幼児期等において、草花を植えることや動物を飼うことにより、生命を大切にし、弱者に対して手助けすることを育んでいくことになる」等の助言も、心がけと思いやり論を繰り返すもので、人権・差別問題を発生する原因や背景に迫り、そこを明らかにしながら教育・啓発の方向を導き出そうとするものではありません。まさにサロンの場を延々と続けています。

### △審議会第七回会議について

この回より、各種人権課題に関するヒヤリングが行な

われています。

ヒヤリング団体は、在日本朝鮮総連合会、北海道ウタリ協会、在日本大韓国民団など六団体。

#### ④ 中央本部の意見表明にみる問題点

第八回人権擁護推進審議会において、「各種人権課題に関するヒヤリング」が行なわれ、部落解放同盟中央本部から岸田副委員長、組坂書記長、そして友永研究所長が出席し意見表明をしました。このヒヤリングは、第七回審議会の朝鮮総連、ウタリ協会など六団体からのヒヤリングに次ぐもので、解放同盟の持ち時間はわずか二十分でした。

第六回までの審議内容を知っている解放同盟中央本部であるなら、この審議会が、「国の責務放棄と部落責任論へのすり替え」を具体的に推し進めるための機関であることや、総務庁や法務省などの説明内容からして解放運動つぶしすら画策しているものであることの状況認識ができて当然と思えるのですが、この段階に至ってもなお、審議会への幻想を抱き続けたままヒヤリングへ臨んでいます。

部落解放を闘う姿勢や国の責任を糾そうとする決意で、被差別大衆の代表としての出席ではなく、権力にエール

を送る卑屈なものとなっています。

このような「人権擁護推進審議会」への幻想は、九年「地対協」意見具申を「第二の同対審」などと賛美し、総保守化の罠にまんまと陥ってしまった歴史的誤りになります。

### ヘヒヤリングにおける

#### 意見表明の総論的な問題点

中央本部がヒヤリングに応じた第八回審議会までの審議内容については、中央本部として掌握していたのであろうから、その審議経緯からして、この審議会が部落差別撤廃のための「教育・啓発・規制・救済」などの法的措置を追求しているのではないことは明白であるにもかかわらず、その状況認識と運動的警戒心が全くないと言えます。意見表明後に、野坂会長代理の「部落解放同盟として差別はなくなりつつあるという認識か」という質問に対しても、「組坂書記長は無警戒にも「基本的にはなくなりつつある」と回答（九八・二・二解放新聞中央版）するという失態ぶり。また、全体の論調が国の責任を追及する視点でないため、憲法のいう法の下の平等に違反しつづけた「地対財特法」の法的欠陥、いわゆる未指定

地区問題も状況も羅列しただけにとどまり、差別実態を踏まえた「国の責務」については言及していません。

この誤った論理構成の上に「地対協意見具申」の論理をもって法的措置を求めようとするのであるから、特別措置の打ち切りと一般対策への移行を求めた「意見具申」の限界を越えて、新たな同和対策の法的措置など実現できるはずがありません。にもかかわらず、今年中に教育・啓発のあり方についての「中間報告」を求めるという無神経ぶりに、運動の権力と闘うことを放棄した融和性を見ることができます。

### ○はじめに

#### 意見表明内容に見られる問題点

九八・二・二の解放新聞に掲載された意見表明の問題点を項目別に列举すると

「同対審答申」の精神をもつて論理展開を行ない、「部落解放基本法」制定要求の必要性を述べながらも、「事業法」に限定してきた政府の差別性や反動性は指摘せず、経過を羅列しているだけです。

### ○生活環境整備について

差別がもたらす生活環境の較差と法的措置の関係を整理せず、「人権のまちづくり」などとする抽象的な表現で問題点をぼかしています。

### ○教育・就労・生活の実態について

高校・大学進学率の較差、識字運動の現状、就学実態、生活保護率の較差などを述べながらも、その較差が社会・経済構造全体の中でつくり出されていることや、差別と経済の二重構造などの問題には全くふれていません。そのため、論理の展開がうすっぺらなものになっています。

### ○未指定地区の問題について

全国の一千ヶ所の未指定地区を法的に固定化した側面をもつ「地対法」ならびに「地対財特法」の憲法違反の問題を法的に明確にしていません。さらに、八六年「地対協」反動路線のかかけた「法打ち切り」の路線の誤りが、「新たな地区指定はしない」とする法的欠陥を生じ

させたことなどは意図的に避け、経緯の羅列だけですませている。最も力説すべき「基本法」制定の論拠であるのに、国の責任の追及は全くしていません。

### ○結婚差別・就職差別——教育現場での差別事件

とにかく事象の羅列のみ、その差別事件の背景については全くふれず、そのために極めて薄っぺらな迫力のないものになっています。「広島市教師結婚差別事件」等の重大事件にはふれず、島根県の成績による席替え事件をあげて例にあげるなどの状況把握にあきれるばかりです。

### ○差別意識の実態と教育・啓発・規制・救済について

教育・啓発活動・規制・救済制度の重要性を述べるのに「地対協」意見具申の差別論理を論拠としてその理由を展開し、あげくの果てには「私たちは、これまで述べてきた差別事件の取り組みを通じて、こうした根深い差別意識の背景には『イエ』意識や『ケガレ』意識、世間体に縛られた個（人）の未確立と連携している日本の社会的・文化的状況がある」として、こともありますに差別

の背景と本質的なものを「イエ」意識などの観念の問題とすり替えている。差別事件が現象として表出するのは、それを生み出す差別の実態と較差、さらに資本主義経済の二重構造などによつてもたらされる差別と分断によつて人間阻害が深刻化し、勤労国民の権利と権利意識が確立していなきことが原因であることは明白です。

また、差別行為を人権侵害としての「犯罪」として捉えた論理展開はなく、規制・救済制度の必要を迫る論理にはなつていません。また、これまでの審議会で、リーガルマインドを否定し、心がけ主義をかかげながら規制は言論の自由に抵触する問題があると、問題をすり替えた言い分を行なつてきているのですから、「差別」を「犯罪」と捉え、差別する自由はないことを明確に主張すべきなのです。部落差別を觀念や意識の問題に解放同盟自身がすり替えることによつて、特別措置をやめ人権一般に薄めようとする政府にとってはまさに、渡りに舟の状況で、自ら法による人権保障制度を否定し、「基本法」制定運動を放棄するはめになつています。

### ○「人権教育のための国連十年」の

#### 推進と教育・啓発活動について

「人権教育のための国連十年・国内行動計画」の周知徹底・宣伝をすすめ、具体的に取り組んでいくことが重要です——と述べている。このことは「部落民の自立精神の涵養」なる差別論をもつて部落責任論を展開する「国内行動計画」を徹底・宣伝してほしいと述べたことになり自滅行為と言つべきものです。

また、「国内行動計画内容の見直し、充実を含めて積極的に具体化していくことが重要です」とも述べ、支離滅裂となつています。

### ○人権擁護推進審議会に期待するもの

「差別は差別された側はもちろんのこと、差別した側にも深い心の傷を残します」との主張は、「国民相互の理解」論と同質のものであり、両極からこえるとする融和思想そのもの。部落責任論を平然とかかげる政府の審議会で、被差別の者がこれを述べることは、まさに「自らのエリを正すから法をください」とする卑屈な態度です。

(つじこまけいぞう)

※本稿は、部落解放同盟広島県連合会『部落解放ひろしま』第三五号掲載論文の転載である。